

県外で予防接種を受けられる方へ

予防接種費用の一部を助成します！



里帰り出産や入院等の理由により、やむを得ず県外で予防接種を受ける方を対象に、予防接種費用の一部の償還払いを行います。

償還払いを受けるためには、接種前に「予防接種実施依頼書」の交付を受ける必要があります。
必ず、接種を受ける前に健康推進課に相談してください。

◆対象になる方

母親の里帰り出産、県外医療機関への入院・施設への入所等の理由により、やむを得ず県外で予防接種を受ける必要がある方

◆対象となる予防接種

- | | | | |
|------------------------|---------|--------------|-------|
| ①ロタウイルス | ②ヒブ | ③小児肺炎球菌 | ④B型肝炎 |
| ⑤BCG | ⑥四種混合 | ⑦五種混合 | ⑧麻疹風疹 |
| ⑨水痘 | ⑩日本脳炎 | ⑪ジフテリア・破傷風2期 | |
| ⑫ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん） | ⑬おたふくかぜ | | |

◆償還払いの額

「実際の接種費用の額」と「市で定める委託料の額」のいずれか少ない額となります。

※「市で定める委託料の額」は、接種日時点が適用されます。

◆申請ができる期間

最終の予防接種を受けた日から3ヶ月を経過した日が属する月の末日まで

◆償還払いの流れ

- (1) 予防接種を受ける前に、「予防接種実施依頼書交付申請書」を健康推進課（健康センターはぴふる）に提出してください。
- (2) 申請から約10日で「予防接種実施依頼書」を申請者に郵送しますので、予防接種実施依頼書を持参し、医療機関で予防接種を受けてください。
※領収書、予診票の原本等の必要書類を忘れずにもらってください。
- (3) 接種後に、「予防接種費償還払申請書兼請求書」に必要事項を記入し、次の書類を添えて、健康推進課（健康センターはぴふる）に提出してください。
 - 接種した医療機関等の領収書の原本（定期接種とわかるもの）
 - 予防接種の記録がされているもの（母子健康手帳：予防接種のページのコピー、予防接種済証等）
 - 予診票の原本
 - 通帳のコピー（口座番号が確認できるもの）
- (4) 提出後、交付が決定した場合は、指定された口座に償還払いの額を振り込みます。

提出・問合せ先

敦賀市健康推進課（健康センター はぴふる）

〒914-0811 敦賀市中央町2丁目16番52号

電話（0770）25-5311（平日8：30～17：15）



生活に1つ加える健康習慣

【敦賀市はぴふる健康推進課】